

令和4年

第2回大阪広域水道企業団議会
(8月臨時会)

提出議案

(第1号議案)
(第1号報告～第2号報告)

目 次

第 1 号議案 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例一部改正の件 ······ 1

第 1 号報告 令和 3 年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件 ······ 9

第 2 号報告 令和 3 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件 ··· 12

第1号議案

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例一部改正の件

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年8月9日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部 を改正する条例

第1条 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 (略)	第2条 (略)
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) (略)	(4) (略)
ア (略)	ア (略)
<u>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて企業長が任命する職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u>	<u>(ア) 企業長が任命する職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> <u>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u>

<p>(イ) (略) イ・ウ (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p><u>(妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等)</u></p> <p><u>第15条 企業長は、職員が企業長に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するため面談その他の措置を講じなければならぬ。</u></p> <p><u>2 企業長は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようしなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第16条 企業長は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようとするため、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(ウ) (略) イ・ウ (略)</p> <p>第14条 (略)</p>
<p>第17条 (略)</p>	<p>第15条 (略)</p>

第2条 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 (略)	第2条 (略)
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) <u>非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u>	(4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u>
ア (略)	ア (略)
(ア) その養育する子 (育児休業法	(ア) その養育する子 (育児休業法

第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第4条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて企業長が任命する職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) (略)

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休

第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて企業長が任命する職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) (略)

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

業の期間の初日とする育児休業を
しようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合
(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、企業長が別に定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日 (当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)) の翌日 (当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ （略）

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいづれにも

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ （略）

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌

該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、企業長が別に定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)・(3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

（再度の育児休業をすることができる特別の事情）

第3条 (略)

(1)～(4) (略)

(1)・(2) (略)

（既にした育児休業から除かれる最初の育児休業の期間）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、子の出生の日から起算して57日間とする。

（再度の育児休業をすることができる特別の事情）

第4条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものと除く。）の終了後、1月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により企業長に申し出た場合に限る。）。

(5)・(6) (略)

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようすること。

(既にした育児休業から除かれる最初の育児休業の期間)

第4条 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、子の出生の日から起算して57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第9条 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものと除く。）の終了後、1月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により企業長に申し出た場合に限る。）。

(7) (略)

(6)・(7) (略)

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようすること。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第9条 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものと除く。）の終了後、1月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により企業長に申し出た場合に限る。）。

(7) (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第2条の規定の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の大坂広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例第4条（第5号に係る部分に限る。）及び第9条（第6号

に係る部分に限る。) の規定の適用については、なお従前の例による。

第 1 号 報 告

令和 3 年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算
書報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、
令和 3 年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の繰越額の使用に関する
計画について、次のとおり報告する。

令和 4 年 8 月 9 日 提 出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額
令和3年度大阪広域水道企業団水道事業会計(水道用水供給事業)予算繰越計算書

款項	事業名	予算計上額	支払義務	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用途額	翌年度繰越しを要するたな卸資産額	説明
					国支出金	企業債	工事負担金	その他の損益勘定			
水道用水供給事業本支	支	20,170,974,507	18,580,295,373	447,011,400	円	円	円	円	447,011,400	1,143,667,734	0
建改良事業	設費	9,719,760,507	8,256,849,908	447,011,400	0	0	0	0	447,011,400	1,015,899,199	0
	改良事業	9,329,035,507	7,866,694,371	447,011,400	0	0	0	0	447,011,400	1,015,329,736	0

令和3年度大阪広域水道企業団水道事業会計(市町村域水道事業)予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款項	事業名	予算計上額	支払義務	発生額	繰越年額	左の財源内訳				不通用額	翌年度繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	工事負担金	その他の損益勘定			
熊取事業本支	設置費	681,408,000	円	539,701,270	41,800,000	円	円	0	23,400,000	円	99,906,730	0
	改良事業	543,495,000	円	403,281,748	41,800,000	0	0	23,400,000	0	18,400,000	98,413,252	関係者との調整に日々を要したことにより、やむなく繰越しを必要とした。

第 2 号 報 告

令和 3 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰 越計算書報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、
令和 3 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の繰越額の使用
に関する計画について、次のとおり報告する。

令 和 4 年 8 月 9 日 提 出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

令和3年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款 項	事 業 名	予 算 計 上 額 円	支 払 義 務 発 生 額 円	翌 年 度 繰 越 額 円	左 の 財 源 内 訳				不 用 額 円	翌年度繰越しを要 するたな卸資産 の購入限度額 円	説 明
					国 支 出 金	企 業 債	工 事 負 担 金	そ の 他			
工 業 用 水 道 事 業 的 本 支 出 資 金 支 付	建 改 良 設 費 増 補 改 良 事 業	9,076,063,081	7,202,061,331	484,281,899	0	0	0	0	484,281,899	1,389,699,851	0
		7,494,550,081	6,048,314,136	484,281,899	0	0	0	0	484,281,899	961,954,046	0
		7,494,550,081	6,048,314,136	484,281,899	0	0	0	0	484,281,899	961,954,046	0